



号外第10号
令和6年7月26日
発行所
広島市役所
(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

告 示

○土壌汚染対策法の規定による形質変更時要届
出区域の指定の解除…………… 1

告 示

広島市告示第380号

令和6年7月26日

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和6年広島市告示第53号で指定している形質変更時要届出区域の全部について次のとおり指定を解除します。

なお、土壌汚染対策法第15条第1項に規定する指定解除形質変更時要届出区域の台帳は、広島市環境局環境保全課で閲覧することができます。

広島市長　松　井　一　實

- 1　指定を解除する形質変更時要届出区域
　　広島市南区東雲三丁目の2026番1、2027番及び2028番の各一部
- 2　土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
　　カドミウム及びその化合物
　　六価クロム化合物
　　シアン化合物
　　水銀及びその化合物
　　セレン及びその化合物
　　鉛及びその化合物
　　砒素及びその化合物
　　ふっ素及びその化合物
　　ほう素及びその化合物
　　有機りん化合物
- 3　土壌汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
　　カドミウム及びその化合物
　　六価クロム化合物
　　シアン化合物
　　水銀及びその化合物
　　セレン及びその化合物
　　鉛及びその化合物

砒素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

ほう素及びその化合物

4　指定を解除する形質変更時要届出区域の一部において講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去

5　上記4の措置を講じた区域以外の形質変更時要届出区域において指定の事由がなくなつたと認める理由

土壌汚染状況調査の追完により、上記2及び3に掲げる種類の特定有害物質が土壌汚染対策法施行規則第31条第1項及び第2項の基準に適合する土地であることを確認したため